

○みしまの文化百花繚乱活動費補助金交付要綱

平成 29 年 4 月 15 日

(趣旨)

第1条 市長は、みしまの文化百花繚乱を実施するものに対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則（昭和 54 年三島市規則第 8 号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「みしまの文化百花繚乱」とは、5 人以上の構成員を持つ団体が企画立案し、実施する文化事業であって、みしまの文化百花繚乱にプログラム登録された事業のうち特に開催効果が期待されるものとして、別に定めるところにより市長が採択した事業をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助の対象及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、三島市補助金等交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金の交付を決定する際に、次に掲げる条件を付するものとする。

(1)市長の承認を受けて補助の対象となる事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(2)補助事業の対象となる事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(3)補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。

(実績報告等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときには、速やかに、補助事業完了報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第 1 号）
- (2) 収支決算書（様式第 2 号）
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成 29 年 4 月 15 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

補助の対象	補助金額
みしまの文化百花繚乱に要する経費から、寄付金その他の収入額を控除した経費で補助事業完了後 30 日以内までに支出した経費とする。 ただし、次に掲げる経費は、補助の対象としない。 (1) 土地、建物の取得若しくは賃貸又は事務所等の維持管理に要する経費 (2) 賞金、金券又は記念品の購入に要する経費 (3) 謝礼金（講師、専門家その他の構成員以外の者への謝礼金を除く。）	補助の対象となる経費内の額で、100,000 円を限度とする。

<p>(4) 交通費（みしまの文化百花繚乱の実施に必要な交通費、宿泊費に係るもので、旅費にあつては普通料金、特急料金及び指定席料金を除く、また宿泊料にあつては一夜あたり 11,900 円以下のものを除く。）</p> <p>(5) 人件費及び食糧費</p> <p>(6) 10,000 円以上の物品の購入に要する経費（みしまの文化百花繚乱に不可欠なものであつて、市長が必要と認めたものを除く。）</p> <p>(7) 支払ったことを証することができない経費</p> <p>(8) その他市長が適当でないと認めた経費</p>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

様式第1号（第6条関係）

事業実績書

団 体 名	
事 業 名	
事業の実施概要	
事業の効果	
事業の成果、課題等	

様式第2号（第6条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決算額	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決算額	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
計					